

令和7年度 伊達市高齢者インフルエンザ予防接種



インフルエンザは、かぜとは異なり、38℃以上の急な発熱やせき、のどの痛み、全身の倦怠感や関節の痛みなどの全身症状が強く現れます。肺炎を伴うなど重症化することがあり、予防が大切です。

予防接種により、インフルエンザの発病を予防することや、発病しても重症化や死亡を予防する効果があるとされています。予防接種を希望する方は、かかりつけの医師とご相談ください。

◇接種期間 **令和7年10月1日(水)～令和7年12月27日(土)**

◇対象者

●満65歳以上の方（接種日現在）

●60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障がいがあり、身体障がい者手帳1級に相当する方。（希望の方は事前に主治医とご相談ください。障がい者手帳を医療機関にお持ちください。）

※上記の該当者でありご本人が接種を希望する場合にのみ接種を行うことができます。

◇自己負担額 **1,500円**（生活保護を受給されている方は、最新の「医療保護決定通知書」

又は、「受給証明書」を医療機関へご提示いただくと、無料になります。）

※1人につき1回のみ助成します。

◇接種方法 医療機関へ直接予約をして接種してください。

◇必要なもの ①マイナ保険証・資格確認書など ②予診票
（予診票は伊達市・伊達郡内・福島市の指定医療機関に備え付けてあります。）

※予診票は接種する方が責任をもって記入し、指定医療機関へ提出してください。

◇指定医療機関 福島県内の指定医療機関（詳しくは市または医療機関にお問い合わせください。）

◆予防接種を受けることができない人

- ☐明らかに発熱している人 ☐重篤な急性疾患にかかっている人
- ☐過去にインフルエンザ予防接種を受けて、アナフィラキシーをおこしたことがある人
- ☐インフルエンザの予防接種後、2日以内に発熱及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられた人
- ☐その他、医師に不適当な状態と判断された人

◆予防接種を受ける際に、医師とよく相談しなければならない人

- ☐心臓病・腎臓病・肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ☐過去にけいれんの既往がある人 ☐間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器疾患がある人
- ☐過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- ☐接種液の成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものでアレルギーを起こす恐れのある人

◆予防接種を受けた後の一般的注意事項

1. 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。接種後は体調の変化に注意して過ごしましょう。
2. 入浴は差し支えありませんが注射した部位を強くこすことはやめましょう。
3. 接種当日は、普段どおりの生活をして構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

◆副反応について

インフルエンザ予防接種の副反応（接種部位の痛みやはれ、発熱、頭痛、寒気、だるさ等）の多くは、通常2～3日で消失します。まれに重い副反応の報告がありますので、気になる症状がある場合は医師に相談してください。重い副反応により健康被害が生じた場合、『予防接種健康被害救済制度』があります。詳しくは下記問合せ先にご相談ください。

＜問合せ先＞ 伊達市 健康福祉部健康づくり課健康管理係 ☎024-575-1116